

厚生常任委員会

令和4年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也

○奥村 容子

中川 靖広

嶋田 善行

横田 敏文

濱 眞理子

伴 議 長

2. 理事者出席者

町 長

中西 和夫

副 町 長

加藤 惠三

総 務 部 長

西巻 昭男

住 民 生 活 部 長

栗本 公生

住 民 生 活 部 次 長

北 典子

福 祉 課 長

中原 潤

同 課 長 補 佐

細川 友希

子 育 て 支 援 課 長

中尾 歩美

同 課 長 補 佐

上山 泰史

国 保 医 療 課 長

猪川 恭弘

環 境 対 策 課 長

東浦 寿也

同 課 長 補 佐

乾 裕貴

住 民 課 長

関口 修

同 課 長 補 佐

小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長

佐谷 容子

同 係 長

吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、奥村委員、中川委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

おはようございます。それでは、議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

（ 議案書朗読 ）

子育て支援課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただけますでしょうか。

今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公

定価格の改定に伴い、保育所等保育料を全階層区分において国基準の保育料の80パーセントの額とすることを目的に改正を行うものであります。

改正内容であります。階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。

最後に、施行期日であります。令和5年4月1日から施行いたします。

また、改正後の規定は、令和5年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第45号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

今回の補正予算は、人事異動等に伴います人件費所要額の補正と、保険財政安定化支援事業の確定に伴います国民健康保険事業費納付金の増額等に関するものでございまして、歳入歳出それぞれ28万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ31億2,725万2千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申しあげます。補正予算書の5ページをお開きください。まず歳入でございまして。

第5款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事異動等に伴います人件費所要額で188万9千円の減額、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴い、事務費繰入金で10万円の減額、県に納付します令和4年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴い、その繰入金として160万4千円の増額、合計で38万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。先ほどご説明申しあげました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴い、10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、6ページをお願いいたします、歳出でございまして。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で186万8千円の減額補正をお願いするものであります。次に、7ページ、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費で、同じく人件費所要額2万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 国民健康保険事業費納付金、第1項 医療給付費分、第1目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明申しあげました令和4年度財政安定化支援事業分納付金の確定に伴い160万4千円の増額補正をお願いするものであります。それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第47号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 この補正予算に反対とかいうんじゃないんですけども、マイナンバーカードの関連で、保険証、今までの保険証というのは発行せずにマイナンバーカードでいくっていう方針が出てますけれども、県とか国とかからの町に対してのこれからの動きというのは何かありますか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 今現在のところ、そういった詳しい内容についてはまだ現在おりてきている状態ではありません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第４８号 令和４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第４８号 令和４年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用、人事異動等による人件費の補正に伴う費用、地域支援事業費で、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴う負担金補助及び交付金の費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７９４万６千円を追加し、歳入歳出それぞれ２億７，２０５万５千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の７ページをお開きください。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第１款 保険料、第１項 介護保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による現年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い２６万５千円の減額補正をお願いしています。

次に、第３款 国庫支出金、第２項 国庫補助金では、保険料で申しあげました介護保険の第一号保険料の減免の財源として、第１目 調整交付金で４万７千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第８款 繰入金、第１項 一般会計繰入金では、第２目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で人事異動等に伴う人件費の減額補正と、役場庁舎のネットワーク再構築に伴い、地域包括支援センターにおきましても同様のネットワーク構築の整備を行うことに伴う増額補正を合わせ４５

万円の減額補正を、また、第3目 地域支援事業費繰入金（総合事業）で、人事異動等に伴う人件費の減額補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることに伴う費用等として835万9千円の増額補正を、8ページに移りまして、第4目 地域支援事業費繰入金（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業）で人事異動等に伴う人件費として3万3千円の増額補正を、第5目 その他一般会計繰入金で、人事異動等に伴う人件費として2万2千円の増額補正をお願いしています。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事異動等に伴う人件費で22万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款 地域支援事業費においては、人事異動等に伴う人件費について、それぞれの費目において計上していますほか、歳入で申しあげました介護予防・日常生活支援総合事業費が当初見積りを上回ることから 第1項 介護予防・生活支援サービス事業費、第1目 介護予防・生活支援サービス事業費で696万1千円の増額を、また要支援者及び総合事業対象者の増加により介護予防ケアマネジメント費が当初見積りを上回る事等から、第2目 介護予防ケアマネジメント費で131万5千円の増額補正をお願いしております。

10ページにお移りいただきまして、次に、第3項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業費で、歳入で申しあげました役場庁舎のネットワーク再構築に伴い、地域包括支援センターにおきましても同様のネットワーク構築の整備を行うことに伴う増額補正をお願いしております。

12ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第6款 予備費、第1項 予備費で、歳入で申しあげました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る保険料収入の費用として21万8千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、サービス事業勘定の補正予算でございます。保険事業勘定と同様に、役場庁舎のネットワーク再構築に伴い、地域包括支援センターにおいても同様のネットワーク構築の整備を行うこと、および、サービス事業費が当初見積もりを上回ることに伴い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,317万9千円とするものです。

恐れ入りますが、補正予算書の19ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正についてであります。第1款 サービス収入、第1項 予防給付費収入では、第1目介護予防サービス計画費収入で、要支援者のケアプラン作成数増による介護予防サービス計画費収入の増加に伴い115万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、20ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、保険事業勘定と同様に、役場庁舎のネットワーク再構築に伴い、地域包括支援センターにおいても同様のネットワーク構築の整備を行うことから、124万円の増額補正をお願いしております。次に、歳入で申しあげました同様の理由により、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、第1目 居宅介護予防サービス事業費で103万9千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3款 予備費、第1項 予備費で、今回の予算補正から生じた財源として112万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長

以上、議案第48号 令和4年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についての説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること

にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)陳情第1号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局 陳情第1号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書について、ご説明をさせていただきます。まず、陳情文書表を朗読します。

(陳情文書表朗読)

議会事務局 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略させていただきます。陳情の趣旨は、現在、国において介護保険制度の改正が検討されており、そのうち「要介護1、2の人の生活援助等を介護保険制度の給付対象から外し、市区町村の支援事業(総合事業)に移行する」という提案については、受け皿となる市区町村の総合事業の基盤整備が進んでいない中で強行することは、自治体の財政上の負担も軽視できない。このことから、国に対して意見書の提出をされたいとの要望です。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きします。一人ひとり順番に、1回答えてもらえますでしょうか。

まず、副委員長から。 奥村委員。

奥村委員 私はこの国の厚生労働省の方向性として、今回この中に盛り込まれている、ケアプランの有料化ということについても見送る方向性ですし、要介護1、2の生活援助の、市区町村への移行っていうのも、今回は盛り込まないということでございますので、今回に関しては。

委員長 趣旨採択。

奥村委員 はい。

委員長 濱委員。

濱委員 今、副委員長からの発言もありましたけれども、ゆくゆくは、そういう方向付けを、国の方は持っているということで、これを意見書として出すっていうのは決まってからでは、意見書も難しいですので、できれば、この要望書については、出していきいたいなっていうのが、私の思いです。まだこの要望書については、要介護1、2の方の分を総合事業にということですがけれども、他にもいろいろ、介護保険の分では改正点っていうのはいくつかあがってます。今回は2割負担に拡大されていくっていう方向ですがけれども、決定までに意見書っていうのはしっかり出していきいたいと思うので、この内容について、反対ではなかったら、是非とも皆さん、意見書として提出できるように動いていただきたいなと思ってます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 11月29日の新聞報道で、介護の必要度が比較的低いとされる要介護1、2の生活援助の市区町村事業への移行は、今回の改正は盛り込まないということですね。この陳情者がおっしゃっているこの部分については、願意は達成されたと見るべきであろうと思いますんで、意見書を提出する必要はないのではないかと。ただし他の部分についてもありますけれども、この新聞報道によると、一部を除いて他の部分も願意が達成されているのではないかと感じますの

で、意見書の提出は、今回は必要ない、そのように思います。

委員長 中川委員。

中川委員 同じで結構です。

委員長 横田委員。

横田委員 私も嶋田委員と同じ意見でございます。

委員長 趣旨採択という形でいいですね。

横田委員 いや、だから要望書の趣旨については賛同しますが、提出については不要だと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開いたします。

取りまとめができましたので、陳情第1号については、皆様のご意見をお聞きする中では、趣旨採択ということでもありますので、よって陳情第1号については、当委員会として、趣旨採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 よって陳情第1号については当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、でございますけれども、前回の本委員会以降、ご報告させていただく事項等はございません。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。補正予算書の9ページをお願いします。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて1,700万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、マイナンバーカードに関する事務量の増加に対応するための会計年度任用職員の増員に伴う費用が補助対象となることから、個人番号カード交付事務費補助

金 83万1千円の増額をお願いするものであります。次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて850万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてです。本補正予算では、本年の人事異動及び人事院勧告等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。主な歳出の内容につきまして、ご説明します。

はじめに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、人件費の補正と、歳入で申しあげましたマイナンバーカードに関する事務量の増加に対応するための会計年度任用職員の増員に伴い、第1節 報酬で70万円の増額、第4節 共済費で、臨時職共済組合負担金4万2千円の増額、社会保険料等6万8千円の増額、第8節 旅費で2万1千円の増額をお願いするものです。

15ページをお願いします。次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、16ページにかけての第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第12節 委託料で、戦没者追悼式について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施方法を変更して開催したことから、不用となった会場設営業務委託料36万円の減額、16ページの第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて38万5千円の減額をお願いするものです。

第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。第7目 障害福祉費では、第19節 扶助費で、歳入で申しあげましたとおり、障害者の介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見積りを上回ることから、あわせて3,400万円の増額をお願いするものです。

第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第10節 需用費で原油価格の高騰に伴い、ふれあい交流センターいきいきの里の光熱水費87万円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、介護予防・日常生活支援総合事業費等が当初見積りを上回ることに伴う繰出として、あわせて816万4千円の増額をお願いするものであります。

17ページをお願いします。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総

務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 保育園費では、人件費の補正と、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、保育園の光熱水費9万6千円の増額をお願いするものであります。

18ページをお願いします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第6目 火葬場費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、火葬場の光熱水費5万2千2百円の増額、経年劣化により稼働を停止している火葬場の排風機を更新することに伴う修繕料5万8千3百円の増額をお願いするものです。

19ページをお願いします。第2項 清掃費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

以上、議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 議案第46号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（2）国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項（2）国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告いたします。令和4年11月29日に開催されました市町村連携会議におきまして、令和4年度で見直しが進められております令和6年度からの統一保険料水準の再推計等につきまして、その方向性が示されたところです。それにつきましてご説明申し上げます。

資料1の1枚目をご覧ください。一番下の表でございますが、令和6年度の統一保険料率としております、一番上の白抜きのところが平成29年度の推計による数値、中央が今回見直しされました令和4年度の推計と、その差というふうに表示されております。令和4年度に推計されました令和6年度の統一保

険料は、医療分で所得割が7.64%、均等割が27,600円、平等割が2万円、後期分では所得割が3.27%、均等割が11,500円、平等割が8,400円、介護分では所得割が3.53%、均等割が20,300円という率になっております。

資料2枚目をご覧くださいませでしょうか。県では、今回の見直しに際しまして、財政運営上の取り組みといたしまして、保険者努力支援制度交付金に関する取り組み強化することで上昇する保険料の負担を抑制し、また、標準的な収納率の市部の収納率を97%から98%に見直すことで、被保険者の負担軽減と市町村間の公平性の向上を図られているところであります。ただし、保険者規模が大きい奈良市につきましては、収納取り組みの効果の反映に一定期間を要するというので、暫定的に97%に据え置かれています。

このように示されました方針で、来年2月に開催が予定されております市町村長会議に諮られたのち、令和6年度からの奈良県の国保運営方針の策定に進まれることとなっております。これを受けまして、来る12月22日に斑鳩町の国民健康保険運営協議会を開催させていただきまして、令和6年度の統一保険料率及び令和5年度の納付金の仮算定額を見るなかで、令和5年度の税率についてどのように設定していくのがよいのか、ご議論いただきたいとされているところでございます。また、来年1月下旬には納付金の本算定額が示される予定でございますので、その時点でもあらためて、本運営協議会を開催してまいりたいと考えております。また、その審議内容等につきましては、当常任委員会にもご報告をさせていただきたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とします。

委員長 報告が終わりましたので、ご意見があれば、お受けします。
横田委員。

横田委員 2ページ目の資料の一番下の被保険者の負担軽減の余地ということで、斑鳩町のグラフがございますけども、ちょっと説明していただけないか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 標準的な収納率というのは、市町村において、現年の保険料と、過年度分の保険料を集めまして、それを収納率で割った時に、町村は99%になるように設定されております。このグラフにあります斑鳩町の部分はその赤いラインよりも上に飛び出ておりますのは今現状で保険料として集めております保険にどれだけの余裕があるのかというのを増減しているもので、赤いラインよりも上にきてるところは今現状集める保険料としては足りているということです。

横田委員 要は、斑鳩町は負担軽減の余地がたくさんありますよというとらえ方でいいんですか。

国保医療課長 奈良県としての保険料の収納率設定というのは、今のところは変わらないんですけれども、今おっしゃったように、余裕があるという部分については確かにこのグラフ上はそのような形になっております。

委員長 他にございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、国保の方でなくって、社会保険で働いておられる方とかが、退職年齢が60歳からどんどんと上に上がっていくってようなことを含めて、この国民健康保険の加入者数の動きとかいうのはどうなるんでしょうか。そういうことは検討されてますか。

国保医療課長 社会保険から国保に変わられる方、また後期高齢者に移動される方等も含めて奈良県全体として今検討、この保険料の動きですね、されておられますのでそれも含めて減少していくという、国保は基本的には、減っていくだろうという事で聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（３）ヤングケアラー支援マニュアル(案)について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 各課報告事項（３）ヤングケアラー支援マニュアル（案）についてご報告させていただきます。本年６月９日に開催されました本委員会におきましてご報告させていただきましたとおり、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援へとつなげる具体的方策を検討するため、子育て支援課、福祉課、健康対策課、教育委員会事務局総務課、生涯学習課の担当者により、ヤングケアラー支援に向けた検討会議を立ち上げ、支援マニュアルの作成を進めてまいりました。今般、資料２のとおり、ヤングケアラー支援マニュアル（案）として、まとまりましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

資料に沿いまして、概要を説明させていただきます。まず１ページ目をご覧ください。１ はじめにとして、今回のマニュアル作成の目的についてまとめております。次に２ページ目から３ページ目、２ ヤングケアラーとは（定義）として、（１）本マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方、（２）ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利についてまとめております。

次に４ページから５ページ、３ なぜ、ヤングケアラーの支援が必要なのかでは、（１）なぜ子どもがケアを担うのか、（２）支援の必要性についてまとめています。次に６ページでは、ヤングケアラー支援の一般的なフローを示しております。次に７ページから１４ページで、４ ヤングケアラーの発見・支援として、ヤングケアラーに気づくための具体的なポイントや、各現場において、ヤングケアラーとして支援につなげる必要があるかどうかを判断するためのアセスメントシートの活用方法、ヤングケアラー支援の際の注意点などについてまとめています。次に１５ページでは、５ 多機関連携の必要性として、本町におけるヤングケアラー支援のための関係機関の連携図を示しています。

次に１６ページから２７ページで、６ 各機関でヤングケアラーを発見した際の対応手順として、各関係機関で、ヤングケアラーと思われる子どもを発見し、支援につなげるための基本的な対応手順を示しております。こちらの対応手順につきましては、検討会議の各所属におきまして、実際の対応手順を検討

し、取りまとめたものでございます。次に28ページから29ページで、7
相談・連絡先として、町と国の相談先を示しております。

最後に、30ページから37ページでは、8 参考資料として、ヤングケア
ラーの早期発見のためのアセスメントシートと、本年6月から9月の間に、町
内の小学5年生から中学3年生の全児童・生徒を対象に実施されたアンケート
調査の結果を取りまとめております。なお、今回のアンケート調査の結果、本
町におきましても、ヤングケアラーであると思われる子どもの存在が確認され
たことから、各小・中学校におきまして、ヤングケアラー相談窓口の周知や、
子どもたちへの声掛け・見守りを実施していただいていると聞いております。

また、アンケート調査の結果から、本町の子どもたちのヤングケアラーの認
知度は、奈良県の調査結果と比較しても低く、周囲の大人のみならず、子ども
自身やその家族でさえも自覚のないケースが潜在していると考えられることか
ら、今後このマニュアルを活用し、まずは関係機関の担当者一人ひとりがヤン
グケアラーについて正しく理解し、早期発見につなげることに重点をおき、ヤ
ングケアラーへの支援へとつなげてまいりたいと考えております。

本マニュアル（案）につきましては、今後、関係機関に配布、内容の周知を
行い、令和5年1月から運用してまいりたいと考えておりますが、ヤングケア
ラー早期発見の最も身近な場である、小・中学校におきましては、校園長会や
児童虐待防止に係る、子育て支援課との定例ケース会議を活用し、本マニユ
アルの内容について、丁寧に説明を行い、共通認識を深めながら本マニュアルの
運用を進めてまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項（3）ヤングケアラー支援マニュアル（案）について
のご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

奥村委員。

奥村委員

ヤングケアラーの支援マニュアルを早急に作っていただいて、本当にありが
たいことかなあと感じております。先ほども課長からのご説明ありましたよう
に、ヤングケアラーの認知度っていうのが、ご本人様も、また家族もなかなか

認知されているということが低いということですが、やはり、そういうヤングケアラーの方をしっかりと支えていくためにも、早期発見ということが大事かと思えますけれども、広く皆様にお知らせするための周知については、どのように考えておられますでしょうか。お願いします。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 まず、関係機関が、ヤングケアラーとはどういうものか、早期発見の手掛かりはどのようなところにあるのかというのを知ることが一番大切になってきますので、町内の小・中学校、幼稚園、保育所をはじめまして、介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所など、ヤングケアラーを発見するかもしれない関係機関にはすべてこのマニュアルを配布してまいります。また、広報1月号におきましても、ヤングケアラーの具体的な内容ですとか、相談窓口についての周知というのを行ってまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 各課報告事項(4)法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行についてご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。現在、町内の私立幼稚園であります法隆寺幼稚園につきまして、幼保連携型認定こども園へ移行する計画がございますので、その概要についてご報告させていただきます。

法隆寺幼稚園につきましては、これまで、働く保護者のニーズに対応するため、預かり保育の充実や小規模保育事業などに取り組んでこられました。多様化する保育ニーズへの対応や、0歳から5歳までの一貫した見通しをもった教育・保育活動の充実をめざし、今回、幼保連携型認定こども園への移行を実

施されるものです。本町といたしましても、法隆寺幼稚園が認定こども園へと移行されることで、町全体として保育施設の選択の幅が広がること、また、地域の子育て支援施設としても充実されることを期待しているところです。

なお、認定こども園へと移行することに伴い、運営費につきましては、保育所等と同様に、子ども・子育て支援新制度に基づき、公定価格に基づく施設型給付が行われることとなります。

それでは、資料に基づきまして、概要を説明させていただきます。まず1. 幼保連携型認定こども園の概要でございます。（1）所在地でございますが、斑鳩町法隆寺2丁目9番35号、現在の法隆寺幼稚園の所在地でございます。

（2）認定こども園の運営者でございますが、学校法人斑鳩学苑です。（3）定員ですが、0歳から5歳を対象といたしました231名となっております。

（4）開設時期ですが、令和6年4月1日を予定されております。（5）その他ですが、現在の法隆寺幼稚園と、隣接する小規模保育所ほうりゅうじの事業を統合し、幼保連携型認定こども園として運営される計画でございます。

次に、2. 幼保連携型認定こども園の移行に関する事業費等ですが、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金を活用してまいります。施設整備の内容としましては、現在の法隆寺幼稚園の一部園舎の建て替えと、給食室の整備を計画されております。整備費用は、現時点で学校法人斑鳩学苑が積算しております費用で約1億8千万円。負担割合が国2分の1、町4分の1、事業者4分の1となっております。

次に、3. 今後のスケジュールでございますが、本日の厚生常任委員会におきまして、概要報告をさせていただいた後、事業者による近隣住民等や保護者への説明が行われる予定でございます。令和5年2月に、子ども・子育て会議におけるニーズ量、確保方策等の見直しを経て、4月から工事着工、12月に奈良県に認可を申請し、令和6年2月には工事竣工、4月から開園する予定とされております。なお、園児の募集につきましては、これまで、すべて法隆寺幼稚園が実施されておりましたが、認定こども園への移行に伴い、1号認定、いわゆる幼稚園の部分につきましては、これまで通り、法隆寺幼稚園が募集を行い、2号認定、3号認定、いわゆる保育所の部分につきましては、町立保育所などと同じ時期に、町が募集を行い、入所の調整を行うこととなります。

以上、法隆寺幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 令和5年2月、子ども・子育て会議というのはこれは、任意の団体なんですか、任意。それとも公的機関も入っての会ですか。

委員長 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 こちらの会議につきましては、子ども・子育て支援法にもとづきまして、町が開催している会議でございまして、斑鳩町と学識経験者、あと保護者の代表ですとか、そういった方で構成されている会議でございまして。

委員長 中川委員。

中川委員 この認定子ども園を設立されたら、入園者は斑鳩町のお子さんだけに限るのかな。

委員長 中長尾子育て支援課長。

子育て支援課長 現在、法隆寺幼稚園には、斑鳩町のお子さんを6割程度見ておられまして、他市町村さんからも来られております。1号認定という、幼稚園の部分につきましては法隆寺幼稚園さんの裁量で、入園者の募集、決定を行われるということなんですけれども、今回、認定こども園に移行されるにあたりまして、斑鳩町のお子さんを優先的にというか、必ず斑鳩町のお子さんは入れるようにして、それ以外で定員に余裕がある場合は、他市町村さんのお子さんを受け入れていくという形で協定を結んでまいりたいと考えております。

2号、3号につきましては、斑鳩町のお子さん、基本的には斑鳩町のお子さ

んのみという形になります。

委員長 濱委員。

濱委員 でき上がった時の定員が231名ということですが、今の定員から、こども園に移行したらこの数っていうのはどんなふうになるんですか。

子育て支援課長 今現在、法隆寺幼稚園の3歳から5歳までの定員は300名でございます。小規模保育所ほうりゅうじが19名で、今の定員は総数319名なんですけれども、これを231名の定員されるということでございます。幼稚園の入園者数というのは、全体的に町立幼稚園もそうなんですけれども法隆寺幼稚園でも減っておりまして、1号認定の数が減ってきているということもありまして、定員を現在の入園者数と調整して、231名という形で設定をされると聞いております。

委員長 他にございませんか。 伴議長。

議長 1号認定が幼稚園、2号、3号が保育園と聞きましたけど、もう人数の振り分けはできてますねやろか。情報があれば教えてほしいです。

子育て支援課長 1号認定につきましては、150人、2号認定が60人、3号認定が21人という形で計画をされております。

委員長 ほかに、よろしいですか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
北住民生活部次長。

住民生活 健康対策課より、出産・子育て応援交付金についてご報告させていただきます

部次長 す。本事業につきましては、保健師等が妊娠届をされた妊婦に対して個別に面談を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施し、10万円相当の経済的支援を組み合わせることで、実効性を高め、複雑な事情を抱える特定妊婦の早期把握や虐待予防にもつなげていくものでございます。令和4年度第2次補正予算の対象は、令和4年4月以降の出産から令和5年9月末までに妊娠届を提出された妊婦となりますことから、当該事業に要する経費につきましては、補正予算を専決処分させていただきたいと考えております。また、令和5年度も継続的に実施していくこととなりますことから、令和5年10月以降につきましては、新年度予算で対応してまいりたいと考えております。

以上、出産・子育て応援交付金についてのご報告とさせていただきます。

委員長 この報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 奥村委員。

奥村委員 恐れ入ります、国ではこの応援交付金をクーポンであったり、現金であったりというような方向性を持っているようですが、今現在、斑鳩町としてはどういう方向性で考えておられますでしょうか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 この事業に関します自治体の説明会というのが、12月に開催される予定になっております。市町村の判断によりまして、現金給付も可能であるということを知っております。町いたしましては、出産育児の関連用品の購入等の利用にもあてていただきやすいように、現金で給付を考えているところです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、各課報告事項については終わります。

4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時01分 閉会)